

熊野町放課後児童クラブ利用のしおり



令和6年度版
(熊野町子育て支援課)

目 次

1. 放課後児童クラブの概要・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
2. 入会の要件（入会申込ができる方）・・・・・・P.3
3. 入会の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
4. 費用（保護者負担金）・・・・・・P.6
5. 住所や勤務状況等の変更など・・・・・・・・P.6
6. 退会の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
7. 家庭状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
8. 放課後児童クラブからのお願い・・・・・・・・P.6
9. 傷害保険・賠償責任保険・・・・・・・・P.8
10. 天候等により臨時休会する場合について・・・・P.9
11. 放課後児童クラブ保護者負担金の減免について・・・・P.9
12. ファミリーサポートセンター事業の利用について・・P.10
13. 熊野町放課後児童クラブ一覧表・・・・・・・・P.11

1 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、昼間、保護者が働いていたり、病気などのため、放課後に家庭で面倒を見ることができない小学生に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。
(定員は令和5年11月30日時点)

放課後児童クラブ	定員
第一児童クラブ（第一小学校教室）	120人
第二児童クラブ（第二小学校教室）	40人
第三児童クラブ（第三放課後児童館）	72人
第四児童クラブ（第四放課後児童館・第四小学校教室）	119人

(2) 対象児童

熊野町にお住まいの小学1年生から6年生までの児童で、保護者（父母等）が就労等により昼間家庭にいないことなどにより、児童の世話が十分出来ないと認められる家庭の児童を対象としています。

(3) 指導内容

放課後児童クラブでは、支援員等*が主に次のような活動を行います。

- ① 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- ② 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ③ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- ④ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ⑤ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ⑥ その他児童の健全育成上必要な活動

なお、学校や塾とは違いますので、特別な技術を教えたり、学習指導はしていません。

※支援員等…放課後児童支援員及び補助員をいいます。

(4) 開設時間

★月曜日から金曜日 授業終了時から18時まで

★土曜日及び長期休業期間（春・夏・冬休み）、学校の休業日

8時から18時まで

ただし、10月から3月までは、17時以降の利用の場合は、必ず保護者等のお迎えが必要になります。

(5) 休会日

日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）、8月14日～16日、その他町長が定める日は休みです。

その他、台風などの災害などのため、臨時に休会する場合があります。

(6) 登録期間

登録期間は、入会決定の日からその日の属する年度の末日(3月31日)まで、または、指定した期間です。

現在入会している児童で、次年度も引き続いて入会を希望される方についても、自動更新にはなりませんので、ご注意ください。

※新たに入会申込が必要です。

(7) 入会取消

次のような場合は、入会を取り消すことがありますので、ご了承ください。

- ① 無断で長期間欠席があった場合
- ② 放課後児童クラブの規則などを守らない場合
- ③ 支援員等の指示に従わない場合
- ④ 対象児童の要件に該当しなくなった場合

※育児休暇や仕事を辞めたなど、保護者・同居親族等が児童の面倒を見ることができるようになった場合

- ⑤ 入会の申請に虚偽又は不正があった場合
- ⑥ 放課後児童クラブ保護者負担金を正当な理由なく2ヶ月以上にわたり滞納した場合

2 入会の要件（入会申込ができる方）

放課後児童クラブへの入会申込ができる方は以下の①～④のすべてを満たす方です。

- ① 熊野町在住
- ② 小学1年生から6年生まで
- ③ 次に掲げる理由により、保護者・同居親族のいずれもが昼間家庭にいない場合
 - ア 保護者・同居親族の就労
 - イ 保護者の出産前後
※出産予定日前2ヶ月（多胎妊娠の場合は14週間）にあたる日から出産日後2ヶ月にあたる日までの間
 - ウ 保護者の疾病
 - エ 同居親族の介護
 - オ 就業を目的とした職業訓練、学校への就学
 - カ 障害児者の通学等の付き添いをしている場合
 - キ その他上記に類する事由
- ④ 放課後児童クラブ保護者負担金に滞納がないこと

3 入会の手続き

(1) 入会申込について

入会希望日により、下記のとおり受付期間が異なります。

【受付場所】熊野町役場子育て支援課(保護者の方が直接書類を提出してください)

※郵送による申請はできませんので、ご了承ください。

※継続入会希望児童の方は各児童クラブへ提出してください。

【受付時間】月曜日から金曜日までの8:30~17:00(土・日、祝日は受付できません)

①定時受付

対 象 者：入会開始希望日が4月1日から4月30日までの方

受 付 期 間：1月10日(水)~26日(金)

入会決定通知：2月中に発送予定です。

②随時受付

対 象 者：入会開始希望日が5月1日以降の方

受 付 期 間：入会開始希望日の2ヶ月前から2週間前まで

入会決定通知：入会開始希望日の1週間前までに発送します。

③夏季休業期間中のみ入会

対 象 者：夏季休業期間中のみ入会希望の方

受 付 期 間：6月3日(月)~6月21日(金)

入会決定通知：7月中に発送します。

(2) 入会申込に必要な書類

① 放課後児童クラブ入会申請書

- ・ 児童の学年は入会開始希望日時点の学年を、その他は申請日現在の状況をのりなく記入してください。
- ・ 祖父母等が同居している場合は、世帯の別に関係なく「同居の家族」の欄に必ず記入してください。
- ・ 連絡先欄には、緊急時に対応できるよう、自宅とその他で必ず連絡が取れる上位4カ所を記入してください。
- ・ 入会児童の健康状態を記載する欄については、病気・けが・アレルギー等の気になる症状や気を付けてほしい要項を必ず記入してください。

② 添付書類(入会を希望する理由を証明するための書類)

- ※ 保護者の方それぞれについて証明が必要です。添付書類がそろわない場合は、申請を受付することができません。なお、兄弟姉妹で入会希望の場合は、児童1人分で構いません。
- ・ 同時に保育所への入所申込で証明書等を提出されている場合は、提出の必要はありません。申請書の裏面の該当欄へ○を記入してください。

③ 障害等により特別に支援が必要な児童について

以下のいずれかの書類を提出ください。

ア 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

イ 医師の診断書の写し等

入会希望の理由	添付書類
ア 就労している（就労が内定している）	就労証明書（指定用紙） （就労証明書に勤務先で証明を受けてください。）
イ 妊娠中、産休中	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）
ウ 疾病、負傷、障害	医師の診断書（療養期間の記載のあるもの。写しも可） 身体障害者手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し
エ 同居の親族を常時介護している	介護を要する者の病状等が記載された医師の診断書（指定用紙） ※療養期間の記載のあるもの。（写しも可） 身体障害者手帳の写し・療育手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し
オ 就業を目的として学校・職業訓練校等に就学している	在学証明書（期間のあるもの）
カ 障害児者の通学等の付き添いをしている	学校長等の証明書

(3) 入会の審査及び決定（承認）について

申請書の記載事項、提出された証明書などの添付書類により、入会要件を満たしているか否かの審査を行います。（必要に応じて確認の連絡をする場合や、追加で資料を提出していただくことがあります。）

※定員等を超過する場合、選考により利用できない場合があります。

- ① 入会を承認する場合、保護者宛に「放課後児童クラブ入会許可書」等を郵送します。

【送付時期】

定期受付：2月中を予定

随時受付：入会日前 1週間前程度

- ・入会承認期間は、希望する期間又は最長『令和7年3月31日まで』になります。

ただし、次の場合は入会承認期間が異なります。

ア 期間の定めのある就労・就学の場合⇒就労・就学の終了日までの期間

イ 保護者の疾病、同居親族等の介護等を理由とした入会承認

⇒ 診断書等に基づき町長が必要と認める期間

ウ 保護者の出産を理由とした入会承認

⇒ 出産予定日前2ヶ月（多胎妊娠の場合は14週間）にあたる日から出産日後2ヶ月にあたる日までの間

- ② 入会承認後、各児童クラブにおいて、入会説明会を行います。必ずお子さんと一緒に参加してください。

4 費用（保護者負担金）

月額（1人）3,000円

※ 夏季（7・8月）及び冬季（1・2月）には、冷暖房費として、別途月額1,000円が必要です

※ 月途中の入退会については、16日以降に入会された場合又は、15日以前の退会の場合は半額となります。

- ・ 毎月末日までに、当月分を納めてください。納付方法は口座振替または納付書になります。
- ・ 納付書の納付場所は納付書裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行、役場出納窓口になります（コンビニやATMでの納付には対応していません）。児童クラブで支払うことはできません。
- ・ 納付書は、4月～6月分を4月中旬、7月～9月分を7月上旬、10月分～翌年3月分を10月上旬までに送付する予定です。
- ・ 活動費が別に必要です（各児童クラブで徴収します）。

5 住所や勤務状況等の変更など

入会申請書に記載した内容（住所、家族、就労状況（勤務時間変更、転職、退職等）など）に変更があった場合は必ず「放課後児童クラブ記載事項変更届」を提出してください。転職の場合はあわせて就労証明書が必要になります。

※ 携帯電話等の連絡先に変更があった場合も速やかにお知らせください。

※ 保護者が求職中となる場合は退会になります。

6 退会の手続き

放課後児童クラブを退会する場合は、事前に「放課後児童クラブ退会届」を役場子育て支援課又は放課後児童クラブへ提出してください。

※提出日以前の退会は出来ません。退会日前に必ず届出をしてください。

7 家庭状況報告書

毎年9月頃に、入所要件（昼間保護者のいない家庭）を満たしているか否かを調査するため、「家庭状況報告書」の提出をお願いしています。

なお、提出された書類を審査し、入会要件を欠く家庭の児童については、9月末をもって退会となります。

8 放課後児童クラブからのお願い

（1）利用時間について

就労等による家庭支援のための放課後児童クラブです。このため、利用時間は、保護者が就労等により家庭にいない時間を原則としています。保護者・同居者がお休みのときは、家庭での保育をお願いします。

(2) 児童クラブと保護者との連絡

必ず、次の方法で**保護者が児童クラブへ連絡**をしてください。

- ・あらかじめ欠席する日がわかっている場合には、連絡ノート等を利用してください。
- ・急に欠席することになった場合には、必ず保護者が電話でご連絡ください。

※安全面等の配慮から児童に伝言させないようお願いします。

※メールは気づかないことがありますので、電話での連絡をお願いします。

- ・いずれの場合も、「児童クラブは欠席する」ということを必ず児童に伝えてください。

学校を休んだり、早引き等の場合は、必ず児童クラブにもご連絡ください。

(3) 児童のお迎えについて

児童クラブへのお迎えは、保護者の判断にお任せしています。保護者の方がお迎えするか否かは、必ず連絡ノートで支援員等に伝えてください。また、児童にも伝えてください。

なお、台風による天候の変化などにより、お迎えをお願いする場合があります。ご協力お願いします。

- ① 日没の早い冬季（10月～3月）の17時以降は、必ず保護者のお迎えをお願いします。
- ② **お迎えに来られる保護者は、児童の安全面から入会申請書に記載された方のみ**とします。急なお迎えの方の変更等ありましたら、児童クラブへ電話又は連絡ノートにより支援員にご連絡ください。
なお、その際にお迎えに来られる方と児童との関係、氏名、年齢、性別・電話番号を支援員等へ伝えてください。
- ③ 児童クラブから塾や習い事等へ行くことはできますが、再び児童クラブに帰ってくることはできません。
- ④ 緊急の事情により予定の時間までにお迎えができない場合は、**早めに児童クラブへご連絡ください。**
- ⑤ 開設終了時間は、18時です。**18時までには必ずお迎えをお願いします。**
18時までのお迎えが難しい場合には、ファミリーサポートセンター事業（10ページ参照）をご利用ください。
- ⑥ 放課後児童クラブの利用中病気やケガをするなどで利用できないと判断した時は、保護者に連絡いたします。その際は、お迎えをお願いします。

(4) 緊急配信メールについて

年度当初、学校から「緊急配信メールの登録」のお知らせがありますので、その際は児童クラブ区分でも必ず登録をしてください。緊急時には、児童クラブから一斉配信を行います。

（学校の区分のみのメール登録だけでは、児童クラブからの一斉配信はありませんので必ず登録してください）

(5) 緊急連絡先の徹底

連絡先は、**連絡のつきやすい順に①から連絡先となりうる電話番号（携帯・職場など）をすべて記入してください。**

※携帯電話等の連絡先に変更があった場合も、速やかにお知らせください。

(6) お弁当の用意

放課後児童クラブは、保育園等と違い調理施設がありません。土曜日、小学校で給食のない日、夏休みなどには、必ずお弁当と水筒を持たせてください。

(7) 夏休み中の学校行事やプールへの参加

プール開放への参加については、保護者の責任において行かせてください。

(プールカードへの記入を確認してプールに行かせます。)

ただし、プール終了後は必ず児童クラブに帰らせてください。無断で帰宅することのないよう徹底してください。

(8) 感染症などについて

学校出席停止となる感染症にかかった時は、放課後児童クラブの利用はできません。夏休みなど長期休業期間中に発症した場合は、児童クラブへ「治ゆ証明書」を提出してください。(通学期間中は小学校への提出とし、児童クラブへは報告のみで構いません。)

【対象となる疾病】

(ア) 百日咳 (イ) 麻疹 (ウ) 風疹 (エ) 流行性耳下腺炎 (オ) 水痘

(カ) 咽頭結膜炎 (キ) 溶連菌感染症 (ク) 流行性角結膜炎 (ケ) 急性出血性結膜炎 等

※(キ) 溶連菌感染症については、「治ゆ証明書」なしでも医師の判断に従って登校を許可しています。

この場合支援員等に報告してください。

※医師の診断で安静と言われた場合は、放課後児童クラブを利用できません。

【インフルエンザ等による学級閉鎖の場合】

学級閉鎖となったクラスの児童は、たとえインフルエンザ等になっていなくても(治ゆした場合でも)、放課後児童クラブへの出席はできません。

※感染拡大を防止するための措置のため、ご理解ください。

9 傷害保険・賠償責任保険

放課後児童クラブにおける万が一の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しています。(保護者の保険料負担はありません。)

【傷害保険補償金額】

通院保険金	入院保険金	死亡・後遺障害
日額 1,000 円	日額 3,000 円	3,00万円

※医療費の補償ではありません。

【賠償責任保険支払限度額】

身体障害	財物損壊	免責金額
1名 1億円 1事故 3億円	1事故 1,000万円	1事故 1,000円

【適用範囲】 放課後児童クラブ活動中での事故

10 天候等により臨時休会する場合について

災害が発生、または発生する恐れがある場合は、次のように対応します。

【学校登校日】

気象の状況	学校の判断	児童クラブ	保護者のお迎え	連絡
朝6時の時点で熊野町に警報（大雨、洪水、暴風、大雪）が1つ以上出ているとき	臨時休校	閉所（休み）		緊急配信メール送信
台風の勢力拡大又は進路変更、その他の理由により学校が早期下校の判断をしたとき	登校 ⇒早期下校	開所	必ず保護者のお迎えをお願いします	緊急配信メール送信 又は電話

【学校が休みの日（土曜・学校代休日・夏休み等の長期休暇）】

気象の状況	学校の判断	児童クラブ	保護者のお迎え	連絡
朝6時の時点で熊野町に警報（大雨、洪水、暴風、大雪）が1つ以上出ているとき		閉所（休み）		緊急配信メール送信 又は電話
上記の状況の後、正午までに警報が解除され、天候の回復が見込まれるとき。		午後1時から開所	通常通り	緊急配信メール送信 又は電話

※ 上記の連絡は、緊急配信メールで行いますので、必ず登録してください。学校の緊急配信メールとは別で、毎年度登録が必要です。

11 放課後児童クラブ保護者負担金の減免について

減免の適用を受けるには、毎年必ず申請が必要です。

適用対象者

- ① 生活保護受給者(全額免除)
- ② 就学援助認定者(全額免除)
- ③ その他（震災、火災などにより家屋が全壊、全焼等の被害を受けた世帯など）
(全額～半額免除)

※ ①,②については、減免期間は申請日の属する月から、当該年度の範囲内になります。4月末日までに減免の申請がない場合は、4月分の減免を受けることはできません。

12 ファミリーサポートセンター事業の利用について

ファミリーサポートセンター事業は、子どもを預けたい人（依頼会員）と子どもを預かる人（提供会員）がセンターに会員登録をし、依頼会員に援助が必要になった時にセンターのアドバイザーが条件に合った提供会員を紹介する事業です。

●会員の条件

熊野町内に在住の方

【依頼会員】

0歳～小学校6年生までの子どもがいる方で、育児の援助を受けたい方

【提供会員】

子育てに理解と熱意があり、育児の援助を行ないたい方

（会員登録に際しセンターが行う研修を受講していただきます。）

【両方会員】

依頼会員、提供会員両方の役割を果たす会員

●援助活動の内容

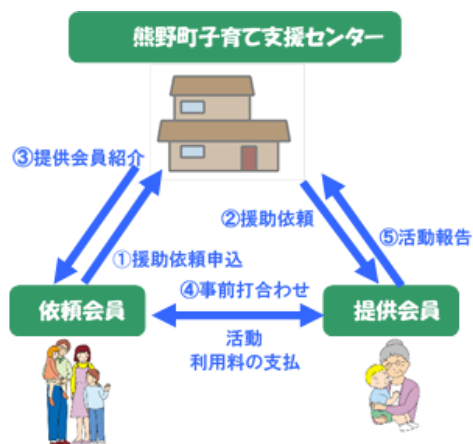
保育所・放課後児童クラブなどの開始前や終了後の子どもの預かりや送迎などの一時的な援助を行います。

（活動の例）

- ・放課後児童クラブの迎え、保護者が帰るまでの預かり
- ・保育所、幼稚園や学校の開始まで預かる
- ・乳幼児を連れて出かけにくいとき（参観日・病院など）
- ・保育所、学校等の送り迎え
- ・その他会員が育児のために必要な援助

●援助の時間・利用料

平日 (月～金)	6:00～19:00	1時間	500円
	19:00～22:00	1時間	600円
土日祝	6:00～22:00	1時間	600円
年未年始 (12月29日～1月3日)	6:00～22:00	1時間	600円



◆お問い合わせ先◆

熊野町子育て支援センター（くまの・こども夢プラザ内）
 TEL820-5502 Fax855-0805
 月～金曜日 9:30～17:00（年未年始を除く）

13 熊野町放課後児童クラブ一覧表

児童クラブ名	場 所	電話番号
第一児童クラブ	中溝四丁目4番1号 (第一小学校教室)	090-6836-3511
第二児童クラブ	初神三丁目25番1号 (第二小学校教室)	090-6836-3522
第三児童クラブ	貴船15番1号 (第三放課後児童館)	090-6836-3533
第四児童クラブ	川角五丁目13番1号 (第四放課後児童館・第四小学校教室)	090-3374-3544

熊野町健康福祉部 子育て支援課 児童福祉グループ

【電話】082-820-5623 (直通)

【FAX】082-855-0155

メールアドレス kosodate@town.kumano.lg.jp